

生駒市と市民生活協同組合ならコープとの包括連携に関する協定

生駒市(以下「甲」という。)と市民生活協同組合ならコープ(以下「乙」という。)は、相互に連携の強化を図ることで、生駒市内における地域の活性化及び市民サービスの向上を推進するため、以下のとおり包括連携に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密に連携を図り、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)地域のまちづくりに関すること。
- (2)子育て支援、健全育成に関すること。
- (3)高齢者及び障がい者の支援、買物支援、見守りに関すること。
- (4)SDGsの普及及び啓発に関すること。
- (5)防災、防犯及び災害時の物資供給に関すること。
- (6)健康増進、教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- (7)雇用・産業振興、地産地消の推進、市産オリジナル商品の開発・販売促進に関すること。
- (8)広報に関すること。
- (9)その他、地域の活性化の推進や市民サービスの向上に関すること。

(具体的取組の内容及び実施方法)

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、別途取り決めるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、知り得た情報を相手方の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が満了し、又は解除された後においても存続する。

(期間及び解約)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前に両者協議の上で有効期間を3年間を限度に延長できるものとし、以降も同様に延長できるものとする。

(協定の見直し)

第 6 条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(その他)

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 23 日

甲：奈良県生駒市東新町 8 丁目 38 号

生駒市長

乙：奈良県奈良市恋の窪一丁目 2 番 2 号
市民生活協同組合ならコープ

代表理事専務理事